

## 公金受取口座登録における別人の口座情報等の紐付け事案に対する行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく行政上の対応について

### 1 事案の概要等

#### (1) 事案

公金受取口座は、公金受取口座登録制度<sup>1</sup>に基づきデジタル庁が管理するシステムにおいて登録・管理されているところ、本件は、同登録手続の支援窓口（地方公共団体に設置）において、共用端末を用いたマイナポータル経由の登録支援を行っていた際、本人又は手続支援員による操作ミス（ログアウトの失念）等により、別人のマイナンバーと銀行口座情報を紐付けた、公金受取口座の誤登録事案である。

#### (2) これまでの調査経緯

ア 個人情報保護委員会（以下「当委員会」という。）は、本件に関し、デジタル庁に対して、令和5年6月15日、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号法」という。）第35条第1項に基づく報告徴収を実施し、同月16日、デジタル庁から個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「個人情報保護法」という。）第68条第1項に基づく漏えい等報告を受領<sup>2</sup>、同月30日、前記報告徴収に対する報告書を受領した。

イ デジタル庁から受領した前記漏えい等報告では、誤登録の可能性（漏えいのおそれ）を確認した本人数は748件と報告された（同年7月6日付けで受領した前記漏えい等報告の続報においては940件に変更して報告されている。）。

他方、前記報告徴収に対する報告書においては、誤登録の可能性（漏えいのおそれ）を確認した本人数については940件と報告された。なお、同報告書には、デジタル庁が、本人名義以外（家族名義等と思料されるもの）の口座が登録されている事案を約14万件把握しているが、これについては誤登録に至った詳細は明らかではないため、前記940件とは区別して精査中である旨の記載がある。

### 2 今後の対応（番号法第35条第1項に基づく立入検査の実施）（案）

本件は、マイナンバー及びマイナンバーカードを活用したサービスを利用する国民が

<sup>1</sup> 国民が、金融機関に持つ預貯金口座のうち一口座を給付金等の受取のための口座としてマイナンバーとともにデジタル庁に登録する制度。登録した口座番号等の口座情報は、給付金の支給を行う行政機関等に提供され、給付金等の申請手続等において、口座情報の記載や通帳の写し等の添付等が不要となる。令和4年3月28日から公金受取口座の登録等が開始され、同年10月11日から、給付事務における利用を開始している。

<sup>2</sup> 漏えいのおそれの確認された情報には、個人番号（番号法により報告対象となる情報）が含まれていなかったとのことで、個人情報保護法に基づく報告が行われたもの。

不安を抱くきっかけになり得る一連の事案の一部であり、当委員会において、精緻な調査・分析を実施する必要がある。

しかしながら、これまでに、デジタル庁から受領した前記各報告書のみでは、十分に特定個人情報の取扱状況を把握することができない。

このため、デジタル庁に対し、番号法第 35 条第 1 項に基づく立入検査を行い、更なる事案解明に向けた調査を行う。

以 上

(参考)

○行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）（抄）

（報告及び立入検査）

第三十五条 委員会は、この法律の施行に必要な限度において、特定個人情報を取り扱う者その他の関係者に対し、特定個人情報の取扱いに関し、必要な報告若しくは資料の提出を求め、又はその職員に、当該特定個人情報を取り扱う者その他の関係者の事務所その他必要な場所に立ち入らせ、特定個人情報の取扱いに関し質問させ、若しくは帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

- 2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならない。
- 3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。